

函館市立高等学校および幼稚園教育職員の健康判定審査会設置要綱

(設置)

第1条 心身の故障により長期にわたり休務している教育職員の病状および回復の程度について調査審議するため、函館市教育委員会に函館市立高等学校および幼稚園教育職員健康判定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、教育長の依頼に基づき、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 函館市立高等学校および幼稚園教育職員の職場復帰訓練実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第3項の規定による職場復帰訓練の実施の可否に関する事
- (2) 実施要綱第5条第3項の規定による職場復帰訓練を実施している職員の症状および回復の程度に関する事
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査会委員は、学校教育部長、学校教育部次長、産業医、教職員課長および生涯学習部管理課長とする。

- 2 審査会に委員長および副委員長を置き、委員長は学校教育部長の職にある委員を、副委員長は学校教育部次長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、審査会の会議の議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、書面の提出により意見が確認できる者については、会議に出席したものとみなす。
- 4 審査会の会議の議事は、出席した委員全員の一致により決する。

(審査)

第5条 審査は、「健康診査願（別記第1号様式）」、「復職診断書（別記第2号様式）」および主治医の診断書その他審査会が必要と認める資料に基づいて行う。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、函館市教育委員会学校教育部教職員課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。

別記第1号様式

健 康 審 査 願

年 月 日

函館市教育委員会教育長 様

郵便番号
住 所

ふりがな
氏 名
(署名)

生年月日 年 月 日生 (歳)

職員番号 ()

次により健康状態を審査していただきたいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 目 的 復職・全治正常勤務（不要文字を抹消すること。）

2 所 属 名

3 職 名

4 担 当 教 科

5 病 気 休 暇 年 月 日 ～ 年 月 日
承 認 期 間

休職発令期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(注)「病気休暇承認期間」には、休職発令された疾患による病気休暇期間を記載すること。

別記第2号様式

(表 面)
復 職 (正 常 勤 務) 診 断 書

氏 名	性別	生 年 月 日	所 属 名	職 名	担当教科
	☐ 男 ☐ 女	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日生 (歳)			
病名			ICD-10コード	発病 年 月 頃	
			.	初診 年 月 日	
※ICD-10コードを、F00～F99、G40のように3桁を記載。ただし、F1、F06疾患はF10.2、F06.0のように4桁記載					
身長	cm	発病時（今回の療養開始時）の体重		kg	現在体重 kg
1 家族歴及び遺伝歴					
父		兄弟姉妹			
母		子 ・ 孫			
2 既往歴					
3 経歴（最終学歴及び所属名）＊この欄は本人が記入してください。					
4 生活歴					
5 性格傾向（飲酒・その他を含む。）					

(裏 面)

6 発病以来の病状及び経過

7 現在の病状・状態像等

8 処方内容（薬剤名、用量）

9 今後の治療方針

10 勤務するに当たっての意見

上記のとおり診断する。

年 月 日

医療機関所在地

機 関 名

医 師 名

(署 名)